|  |
| --- |
| **７０４４．インボイス・パッキング**  **リスト仕分情報仮登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＶＢ０２ | インボイス・パッキングリスト  仕分情報仮登録 |

１．業務概要

　　　「インボイス・パッキングリスト情報登録（ＩＶＡ）」業務で２００欄を超える登録がある場合に、登録されたインボイス・パッキングリスト情報に仕分に必要な情報を追加し、インボイス・パッキングリスト仕分情報を仮登録・訂正する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

なお、インボイス・パッキングリスト仕分情報の登録を完了させるには、「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（ＩＶＢ０３）」業務を行う必要がある。

また、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告業務が行われるまでの間訂正できる。

①「輸入申告（ＩＤＣ）」業務

②「輸出申告（ＥＤＣ）」業務

③「シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）」業務

　　　ただし、予備申告を除く。

　　インボイス・パッキングリスト仕分情報は、本登録が行われない場合は、一定期間の経過後システムから削除される。

２．入力者

（１）海上の場合

通関業

（２）航空の場合

航空貨物代理店（輸出の場合）、通関業

３．制限事項

○：制限事項

| 項番 | 輸出入区分  制限事項 | Ｅ | Ｉ |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 入力欄数は２００欄以下であること。 | ○ | ○ |
| ２ | 邦貨換算後のベーシックプライス合計、ＦＯＢ価格、インボイス合計額は、それぞれ１３桁以下であること。 | ○ |  |
| ３ | システム換算後の入力された数量は整数部１４桁以下、かつ、合計した値が１億トン未満または１億キロリットル未満であること。 |  | ○ |
| ４ | 内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が６種類以下であること。  なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。 |  | ○ |
| ５ | 航空の場合は、貨物の総重量が１０００トン未満であること。 |  | ○ |

４．輸出インボイスの場合（輸出入区分「Ｅ」）

　（１）入力条件

　　（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②ＩＶＡ業務または「利用者資格移管（ＲＳＩ）」業務で指定された通関業者または航空貨物代理店であること。

③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに登

録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢチェック

①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストＤＢに存在すること。

②申告業務が行われていないこと。

③ＩＶＡ業務で２００欄を超える登録があること。

　　（Ｄ）輸出品目ＤＢチェック

①品目コードが輸出品目ＤＢに存在すること。

②品目コードに適用期間が登録されている場合は、申告予定年月日が適用期間内であること。

③輸出品目ＤＢに金統計計上である旨の登録がされている場合は、再輸出の貨物の旨の入力がない

こと。

　（Ｅ）輸出関税減免税コードＤＢチェック

①関税減免戻税コードが輸出関税減免税コードＤＢに存在すること。

②申告予定年月日が、関税減免戻税コードの適用期間内であること。

（Ｆ）輸出入者関連チェック

輸出入者コード欄に入力された輸出入者コードが国内用輸出入者ＤＢに存在すること。

　　（Ｇ）その他のチェック

①申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。

②大額申告の場合は、１欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

　（２）処理内容

　　（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

　　（Ｂ）邦貨換算処理

インボイス合計額通貨コード欄、ＦＯＢ通貨コード欄及びベーシックプライス通貨コード（ＦＯＢ通貨コード）欄に入力された通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

（ａ）処理条件

①入力された通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。

②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。

③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

（ｂ）換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

（Ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢ処理

①仮登録を行った旨、及び入力内容をインボイス・パッキングリストＤＢに登録・更新する。

②訂正を行う場合で、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢが作成されている場合は、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢに削除対象の旨を登録する。

（Ｄ）注意喚起メッセージ出力処理

申告予定年月日欄の訂正を行い、全欄のチェック処理をやり直す必要がある場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

　　（Ｅ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

５．輸入インボイスの場合（輸出入区分「Ｉ」）

　（１）入力条件

　　（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②ＩＶＡ業務またはＲＳＩ業務で指定された通関業者であること。

③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに登

録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

　　（Ｃ）インボイス・パッキングリストＤＢチェック

①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストＤＢに存在すること。

②申告業務が行われていないこと。

③ＩＶＡ業務で２００欄を超える登録があること。

　　（Ｄ）輸出入者関連チェック

輸出入者コード欄に入力された輸出入者コードで以下のチェックを行う。

　　　（ａ）輸出入者コードが国内用輸出入者ＤＢに存在すること。

　　　（ｂ）たばこ特定販売業者チェック

　　①内国消費税等種別コード欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定

販売業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であること。

②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であり、かつ、内国消費

税等種別コード欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等種別コード欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

　　　（ｃ）航空運送事業者チェック

　以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であること。

①運賃区分コード欄に「関税定率法施行令第１条の１３第２項第３号に掲げる航空機用品等」に

対応するコードの入力がある場合。

②輸出入貿易管理令別表コード欄に「別表１の７」に対応するコードの入力がある場合。

　　（Ｅ）保険関連チェック

保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）包括保険番号が６桁の場合

　　　①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が保険ＤＢに存在すること。

　　　　②申告予定年月日が保険ＤＢに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

　　　　③入力された輸出入者の先頭８桁が保険ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。または、入力された輸出入者の先頭１３桁が保険ＤＢに登録されている法人番号の先頭１３桁と同一であること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（ｂ）包括保険番号が８桁の場合

　　　①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が包括保険ＤＢに存在すること。

　　　　②申告予定年月日が包括保険ＤＢに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

　　　　③入力された輸出入者の先頭８桁が包括保険ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。または、入力された輸出入者の先頭１３桁が包括保険ＤＢに登録されている法人番号の先頭１３桁と同一であること。  
ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

　（Ｆ）輸入包括評価申告関連チェック

包括評価申告受理番号欄に入力がある場合は、入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告ＤＢに存在すること。

　　（Ｇ）原産地関連チェック

　　　（ａ）原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。

　　　（ｂ）原産地証明書識別欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。

（ｃ）原産地コード欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、輸入貿易管理令別表コード欄に入力がないこと。

（ｄ）原産地証明書識別欄に「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（ＥＰＡ用）」に対応するコードの入力がある場合は、原産地コード欄に「ＥＰＡ協定締結国」に対応するコードの入力があること。

　　（Ｈ）特恵例外関連チェック

原産地コード欄及び原産地証明書識別欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、原産地コード欄及び品目コード欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外ＤＢに登録されている場合は、申告予定年月日が特恵停止期間内でないこと。

　　（Ｉ）輸入品目関連チェック

（ａ）存在チェック

　　　　　　　入力された品目コードが輸入品目ＤＢに存在すること。

　　　（ｂ）有効期限チェック

　　　　　　申告予定年月日が輸入品目ＤＢに登録されている有効期限内であること。

　　　（ｃ）統計計上識別チェック

　　　　　　　輸入品目ＤＢに金統計計上である旨の登録がされている場合は、ＮＡＣＣＳ用コード欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。

　　（ｄ）関税減免税チェック

　　　　　　　輸入品目ＤＢに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。

　　ただし、輸入品目ＤＢに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、ＥＰＡに基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品目の場合は、チェックを行わない。

（ｅ）原産地証明書識別チェック

　　　　　　　原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特恵用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目ＤＢに特恵用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。

（ｆ）自国関与例外品目チェック

　　　　　　　輸入品目ＤＢに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「自国関与品で特恵用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

　　　（ｇ）内国消費税等分類チェック

　　　　　　　輸入品目ＤＢに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、内国消費税等種別コード欄に入力された内国消費税等種別コードの上位１桁と同一であること。

　　　　　　　ただし、消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

　　　（ｈ）消費税課税・非課税チェック

　　　　　①輸入品目ＤＢに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、内国消税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。

　　　　　　②輸入品目ＤＢに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、内国消税等種別コード欄に消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。

③入力された品目コードが消費税課税非課税対象品目である場合は、消費税課税用または非課税用（Ｆ０）いずれかの内国消費税等種別コードが入力されていること。

　　（ｉ）特恵適用チェック

　　　　　　　申告予定年月日において輸入品目ＤＢに特恵税率の登録がされていない場合は、原産地証明書

識別欄に特恵用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

（ｊ）消費税に係る軽減税率適用不可チェック

内国消費税等種別コード欄に消費税に係る軽減税率を適用する旨のコードが入力されている場合は、輸入品目ＤＢに消費税に係る軽減税率の適用が可能な旨の登録がされていること。

　　（Ｊ）関税減免税関連チェック

　　（ａ）存在チェック

　　　　　　　関税減免（戻）税コード欄に入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードＤＢに存在すること。

　　　（ｂ）有効期限チェック

　　　　申告予定年月日が輸入関税減免税コードＤＢに登録されている有効期限内であること。

（ｃ）ＩＮＮ品目等チェック

関税減免税コード欄にＩＮＮ品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①輸入品目ＤＢにＩＮＮ品目等である旨が登録されていること。

②原産地コード欄にＷＴＯ協定税率が適用可能な原産地コードが入力されていること。

③原産地証明書識別欄に原産地が確認できない貨物である旨のコード（４桁目がＮ）以外の原産地証明書識別コードが入力されていること。（ただし、ＮＡＣＣＳ用コード欄に「Ｙ」の入力がある場合は、原産地コード欄及び原産地証明書識別欄はいずれのコードでも良い。）

（ｄ）統計計上除外チェック

　　　　　　　輸入関税減免税コードＤＢに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、ＮＡＣＣＳ用コード欄に「統計基本通達２１－２（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。

　　（ｅ）適用品目チェック

　　　　＜Ａ＞少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに減税・控除である旨の登録がされていること。

　　＜Ｂ＞内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合

　　　　　　　①輸入関税減免税コードＤＢに減税である旨の登録がされていないこと。

　　　　　　　　②輸入関税減免税コードＤＢに軽減税率である旨の登録がある場合は、内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

　　　（ｆ）内国消費税等減免税チェック

＜Ａ＞輸入関税減免税コードＤＢに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれ

かに合致すること。

　　　　　　　①入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。

　　　　　　　②内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。

　　　　＜Ｂ＞内国消費税等種別コード欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力が

ある場合は、以下のチェックを行う。

　　　　　　　①輸入関税減免税コードＤＢに軽減税率である旨の登録がされていないこと。

②輸入関税減免税コードＤＢに内国消費税等減免税コードが登録されていること。

③関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに登録されている内国消

費税等減免税コードは免税であること。

④関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに登録されている

内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。

　　　（ｇ）原産地証明書識別チェック

関税暫定措置法第８条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、原産地証明書識別欄に特恵に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

（Ｋ）内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

　　　（ａ）消費税非課税用のコード（Ｆ０）が入力された場合

①消費税に係る内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

　　　（ｂ）消費税非課税用のコード（Ｆ０）以外が入力された場合

　　　　①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別ＤＢに存在すること。

　　　　　②申告予定年月日が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。

　　　　　③内国消費税等種別ＤＢにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

　　（Ｌ）内国消費税等減免税関連チェック

　　　（ａ）存在チェック

　　入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。

　　　（ｂ）有効期限チェック

　　　　　　　申告予定年月日が登録されている有効期限内であること。

　　　（ｃ）入力形式チェック

①内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、

関税減免（戻）税コード欄に入力があること。

②内国消費税等減免税コード欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力が

ある場合は、関税減免（戻）税コード欄に入力があること。

　　　（ｄ）石油石炭税特例納付チェック

内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。

　　（Ｍ）特殊関税適用品目関連チェック

①内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。

②内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に緊急関税適用品目の入力があること。

③内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に報復関税適用品目の入力があること。

④内国消費税等種別コード欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に相殺関税適用品目の入力があること。

⑤内国消費税等種別コード欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に対抗関税適用品目の入力があること。

⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。

⑦内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、関税減免（戻）税コード欄及び緊急関税に係る内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。

⑧入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

　　（Ｎ）ＥＰＡ関連チェック

　　　（ａ）ＥＰＡ適用可能原産地チェック

原産地証明書識別欄にＥＰＡ用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①ＥＰＡ用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該ＥＰＡの適用可能な原産地の入力であること。

②ＥＰＡ用原産品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該ＥＰＡ用原産品申告書の適用可能な原産地の入力であること。

（ｂ）原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品でＥＰＡに基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムのＥＰＡ用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

（ｃ）ＥＰＡ関税割当品目チェック

①入力された品目コードがＥＰＡ関税割当品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「ＥＰＡ関税割当品目でＥＰＡ関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。

②入力された品目コードがＥＰＡ関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に「ＥＰＡ関税割当品目でＥＰＡ関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

　　（Ｏ）その他のチェック

　　　①申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。

　　　②１欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

③運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がないこと。

　（２）処理内容

　　（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「０００００－００００－００００」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）重量換算処理（航空のみ）

入力重量の単位が「ＬＢＲ（ポンド）」の場合は、「ＫＧＭ（キログラム）」換算をする。

①換算式

入力重量×０．４５３５９

（１ＬＢＲ＝０．４５３５９ＫＧＭとする）

②端数処理

小数点以下２位を切り上げ、小数点以下１位が５以下の場合は５とし、６以上の場合は、１位へ繰り上げ０とする。

（例）１０．４６→１０．５

１０．５６→１１．０

（Ｃ）関税率の仮決定

　　　　　関税減免（戻）税コード欄にＩＮＮ品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、関税率を「ＦＲＥＥ」と仮決定する。それ以外の場合は、品目コード欄、ＮＡＣＣＳ用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を仮決定する。

輸入品目ＤＢに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、

ＩＶＢ０３業務で低い関税率を適用する。なお、税率の比較にあたっては各税率を基に関税額を算出の上、比較を行う。同税率の場合は、以下のとおり。

①暫定税率とＷＴＯ協定税率が同税率の場合は、暫定税率を適用する。

②基本税率とＷＴＯ協定税率が同税率の場合は、基本税率を適用する。

③暫定税率とＥＰＡ税率が同税率の場合は、暫定税率を適用する。

④基本税率とＥＰＡ税率が同税率の場合は、基本税率を適用する。

⑤ＷＴＯ協定税率とＥＰＡ税率が同税率の場合は、ＷＴＯ協定税率を適用する。

　　　（ａ）特恵税率の適用

　　　　＜Ａ＞特別特恵税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

　　　　　　　①原産地コード欄に特別特恵受益国に対応するコードの入力があること。

　　　　　　　②原産地証明書識別欄に特恵に対応するコードの入力があること。

　　　　　　　③品目コード欄に特別特恵制度適用品目の入力があること。

　　　　　　　　　ただし、申告予定年月日において輸入品目ＤＢまたは国ＤＢに特別特恵に係る停止条件が登録されている場合は、特別特恵税率及び特恵税率以外の税率を適用する。

　　　　　　　また、申告予定年月日において、特別特恵受益国及び特別特恵制度適用品目の組み合わせにより、特別特恵の除外となっている場合は特別特恵税率以外の税率を適用する。

　　　　＜Ｂ＞特恵税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

　　　　　　　①原産地コード欄に特恵受益国に対応するコードの入力があること。

　　　　　　　②原産地証明書識別欄に特恵に対応するコードの入力があること。

　　　　　　　③品目コード欄に特恵制度適用品目の入力があること。

　　　　　　　　　ただし、申告予定年月日が輸入品目ＤＢに登録されている特恵適用期間外である場合は、特恵税率以外の税率を適用する。

（ｂ）ＥＰＡに基づく税率の適用

ＥＰＡに基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①原産地コード欄に、ＥＰＡに基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。

②原産地証明書識別欄にＥＰＡに対応するコードの入力があること。

③品目コード欄にＥＰＡ対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

　　　（ｄ）ＷＴＯ協定税率の適用

　　　　　ＷＴＯ協定税率はＷＴＯ協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

　　　　　　①原産地コード欄にＷＴＯ協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、原産地証明書識別欄にＷＴＯ協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。

　　　　　　②ＮＡＣＣＳ用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。

　　　　　　③特恵税率が適用できない場合。

　　　　　　④ＥＰＡに基づく税率が適用できない場合。

　　　（ｅ）暫定税率の適用

　　　　　暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

　　　　　　①特恵税率、ＥＰＡに基づく税率及びＷＴＯ協定税率が適用されなかった場合。

　　　　　　②原産地証明書識別欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

　　　（ｆ）基本税率の適用

　　　　　　　特恵税率、ＥＰＡに基づく税率、ＷＴＯ協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

（Ｄ）インボイス・パッキングリストＤＢ処理

①仮登録を行った旨、入力内容及び輸入品目ＤＢ等の情報をインボイス・パッキングリストＤＢに登録・更新する。

②訂正を行う場合で、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢが作成されている場合は、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報ＤＢに削除対象の旨を登録する。

　　（Ｅ）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１１「輸入申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

　　（Ｆ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸出） | 後続のＩＶＢ０２業務が必要である場合 | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸入） | 後続のＩＶＢ０２業務が必要である場合 | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録情報 | 当該インボイス・パッキングリスト情報にかかる仮登録が全て完了している場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）原産地証明書識別の入力方法について

（Ａ）原産地証明書識別の体系について

原産地証明書識別の体系は以下のとおり。

原産地（申告）種別（２桁）　＋　原産地証明者等区分（１桁）　＋　貨物の種類（１桁）

（Ｂ）原産地（申告）種別について

適用する税率に応じた２桁のコード

（Ｃ）原産地証明者等区分について

|  |  |
| --- | --- |
| 原産地証明者等区分 | 内容 |
| Ｔ | 輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明） |
| Ａ | 認定輸出者による自己証明（原産地申告） |
| Ｐ | 製造者による原産品申告書 |
| Ｑ | 製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合） |
| Ｅ | 輸出者による原産品申告書 |
| Ｆ | 輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合） |
| Ｉ | 輸入者による原産品申告書 |
| Ｏ | 原産地証明書等の提出が不要な場合 |

（Ｄ）貨物の種類について

○：有の場合、×：無の場合、－：対象外（対象となるものが前提として存在しない（ＢＰ承認申請のように事後書類提出がある場合は括弧書き））

| 入力条件 | | | | | 入力可能なコード | | | 原産地証明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貨物の種類 | 原産地証明書の種類等 | 有  ／  無 | 添付書類の種類 | 有  ／  無 | 特恵用 | ＥＰＡ用 | ＷＴＯ協定用等 |
| 自国関与品 | 特恵用  原産地証明書 | ○ | 累積加工製造  証明書 | ○ | Ａ |  |  | ＊ |
| 特恵用  原産地証明書 | ○ | － | － | Ｊ |  |  | ＊ |
| 自国関与品以外 | 特恵用  原産地証明書 | ○ | 累積加工製造  証明書 | ○ | Ｂ |  |  | ＊ |
| 上記特恵用識別「Ａ」「Ｊ」及び「Ｂ」の場合を除く貨物 | 特恵用  原産地証明書 | ○ | － | － | Ｐ |  |  | ＊ |
| 税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物 | 提出省略 | － | － | － | Ｃ | ６ |  |  |
| 少額貨物扱い | － | － | － | － | Ｔ | ５ |  |  |
| ＥＰＡ関税割当品目 | ＥＰＡ用  原産地証明書  ＥＰＡ用  原産品申告書 | ○ | ＥＰＡ  関税割当証明書 | ○ |  | １ |  | ＊ |
| 少額 | － | ＥＰＡ  関税割当証明書 | ○ |  | ２ |  |  |
| 提出省略 | － | ＥＰＡ  関税割当証明書 | ○ |  | ３ |  |  |
| ＥＰＡに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物 | ＥＰＡ用  原産地証明書  ＥＰＡ用  原産品申告書 | ○ | － | － |  | ４ |  | ＊ |
| 協定用原産地証明書がある貨物 | 協定用原産地  証明書 | ○ | － | － |  |  | Ｇ | ＊ |
| 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物 | 協定用原産地  証明書 | × | － | － |  |  | Ｒ |  |
| 輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書がある貨物 | 輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書 | ○ | － | － |  |  | Ｓ | ＊ |
| 原産地が確認できない貨物 | － | － | － | － |  |  | Ｎ |  |
| 原産地証明書提出猶予申請を行う貨物 | － | － | － | － | Ｍ |  |  |  |
| 原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（ＥＰＡ用）（ＥＰＡ関税割当品目に該当しないものに限る） | －（ＥＰＡ用原産地証明書） | － | － | － |  | ７ |  |  |
| －（ＥＰＡ用原産品申告書） |

（２）入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、輸出入区分により画面コードを指定する必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定する画面 | | 選択条件（輸出入区分） |
| 画面コード | 画面名 |
| ＣＥＶ | インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸出） | 「Ｅ：輸出インボイス」の場合 |
| ＣＩＶ | インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報（輸入） | 「Ｉ：輸入インボイス」の場合 |

（３）登録・訂正時の入力方法について

－：入力不要

| 条件  項目 | | 登録 | 共通部の訂正 | 申告予定年月日の訂正 | 共通部と欄部の訂正 | 欄部の訂正 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 先頭画面 | 電子インボイス受付番号 | 入力する | 入力する | 入力する | 入力する | 入力する |
| 処理区分コード | １：登録 | ２：訂正 | ２：訂正 | ２：訂正 | ２：訂正 |
| 次画面出力 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 | ＥＮＤ：完了 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 |
| 申告予定年月日 | 入力する | 入力する | 入力する | 入力する | － |
| 共通部項目 | 入力する | 入力する | 入力する | 入力する | － |
| 欄番号 | １から順次入力 | － | １から順次入力 | 訂正したい欄番号＊２ | 訂正したい欄番号＊２ |
| 欄訂正区分コード | － | － | － | Ｕ：訂正 | Ｕ：訂正 |
| 欄部項目 | 入力する | － | － | 入力する | 入力する |
| 継続画面 | 電子インボイス受付番号 | 入力する |  | 入力する | 入力する | 入力する |
| 処理区分コード | １：登録 | ２：訂正 | ２：訂正 | ２：訂正 |
| 次画面出力 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 | ＣＮＴ：継続  ＥＮＤ：完了 |
| 申告予定年月日 | －＊３ | －＊３ | －＊３ | －＊３ |
| 共通部項目 | －＊３ | －＊３ | －＊３ | －＊３ |
| 欄番号 | 継続して順次入力 | 継続して順次入力 | 訂正したい欄番号＊２ | 訂正したい欄番号＊２ |
| 欄訂正区分コード | － | － | Ｕ：訂正 | Ｕ：訂正 |
| 欄部項目 | 入力する | － | 入力する | 入力する |

（＊２）同時入力できる欄番号は「共通部＋１～２００欄目」、「２０１～４００欄目」、「４０１～６００欄目」、「６０１～８００欄目」いずれかの範囲内であること。

（＊３）継続画面で共通部の訂正は行えません。